# 第64号議案

中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

中間市長 福田 浩

### 中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中第37号を削り、第38号を第37号とし、第39号から第60号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中「第60号」を「第59号」に改める。

別表第2中

 予防接種健康被害調査委員会の委員
 4,200円

 働く婦人の家運営委員会の委員
 4,200円

予防接種健康被害調査委員会の委員

4,200円 に

改める。

Γ

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

を

# 中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前	
(目的)	(目的)	
第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」	第1条 この条例は、次に掲げる地方公務員(以下「特別職の職員」	
という。)の受ける給与等について定めることを目的とする。	という。)の受ける給与等について定めることを目的とする。	
$(1)\sim(36)$ (略)	(1)~(36) (略)	
	(37) 中間市働く婦人の家運営委員会の委員	
<u>(37)</u> (略)	<u>(38)</u> (略)	
(38) (略)	<u>(39)</u> (略)	
<u>(39)</u> (略)	<u>(40)</u> (略)	
<u>(40)</u> (略)	<u>(41)</u> (略)	
<u>(41)</u> (略)	<u>(42)</u> (略)	
<u>(42)</u> (略)	<u>(43)</u> (略)	
<u>(43)</u> (略)	<u>(44)</u> (略)	
<u>(44)</u> (略)	<u>(45)</u> (略)	
<u>(45)</u> (略)	<u>(46)</u> (略)	
<u>(46)</u> (略)	<u>(47)</u> (略)	
<u>(47)</u> (略)	<u>(48)</u> (略)	
<u>(48)</u> (略)	<u>(49)</u> (略)	
<u>(49)</u> (略)	<u>(50)</u> (略)	
<u>(50)</u> (略)	<u>(51)</u> (略)	
<u>(51)</u> (略)	<u>(52)</u> (略)	
<u>(52)</u> (略)	<u>(53)</u> (略)	
<u>(53)</u> (略)	<u>(54)</u> (略)	
<u>(54)</u> (略)	<u>(55)</u> (略)	

(55) (略)

(56) (略)

(57) (略)

(58) (略)

(59) (略)

#### (非常勤職員の報酬)

第6条 第1条第4号から第59号までに掲げる特別職の職員(以下 | 第6条 第1条第4号から第60号までに掲げる特別職の職員(以下 「非常勤職員」という。)には、別表第2の区分により報酬を支給 する。

#### 別表第2(第6条関係)

区分	報酬	
	報酬年額	報酬日額
(略)		
予防接種健康被害調査委員 会の委員		4, 200円
(略)		

(56)(略)

(57)(略)

(略) (58)

(略) (59)

(60)(略)

#### (非常勤職員の報酬)

「非常勤職員」という。)には、別表第2の区分により報酬を支給 する。

# 別表第2(第6条関係)

区分	報酬		
	報酬年額	報酬日額	
(略)			
予防接種健康被害調査委員 会の委員		4, 200円	
働く婦人の家運営委員会の 委員		4, 200円	
(略)			